

品川区民まつり（地区会場）補助金交付要綱

制定	平成	元年	4月28日
改正	平成	4年	3月30日
	平成	5年	5月25日
	平成	6年	6月1日
	平成	13年	3月28日
	平成	21年	3月31日
	平成	26年	4月21日
	平成	27年	3月27日
	平成	30年	4月19日
	令和	2年	4月14日
	令和	3年	4月20日
	令和	8年	3月18日

要綱 第18号

（目的）

第1条 この要綱は、町会・自治会、青少年対策地区委員会および区内の自主的グループ・団体が実行委員会（以下「委員会」という。）を組織し、地域のふれあいおよび連帯意識の向上を図るため、自主的に地区まつりを実施する場合に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、明るく豊かなまちづくりとコミュニティの育成に寄与することを目的とする。

（町会等の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 町会・自治会 品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年4月要綱第69号）により環境整備助成金の交付を受けている町会または自治会をいう。
- ② 自主的グループ・団体 地域の住民を主たる構成員として、自主的に活動している各種のグループまたは団体をいう。ただし、政治的または宗教的な活動を目的とするものを除く。

（補助対象となる委員会の要件）

第3条 補助金交付の対象となる委員会は、別表に定める管内別ごとに構成され

たもので、次の要件を満たしたものとする。

- ① 町会・自治会および青少年対策地区委員会が参加していること。
- ② この要綱に基づく助成が同一年度内に申請されていないこと。
- ③ 地区まつりの表示（副題を含む。）を「品川区民まつり」とすること。
- ④ 5月1日から11月末日までに地区まつりを実施すること。

（補助金額）

第4条 補助金の交付額は、別表1のとおりとする。ただし、地区まつり経費額が補助金交付額を超えない場合は、地区まつり経費額を補助金交付額とする。この場合において千円未満の額は切り捨てるものとする。

2 地区まつりを複数の管内が合同で実施する場合の補助金の交付額は、各管内の合算額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする委員会は、品川区民まつり（地区会場）補助金交付申請書（第1号様式）に地区まつりの実施計画に関する収支予算書、委員会の構成団体、役員名簿および区長が指定する必要書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、これを審査し、交付することが適当と認めるときは、品川区民まつり（地区会場）補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（請求書の提出）

第7条 前条の規定により通知を受けた委員会は、区長が指定する期日までに品川区民まつり（地区会場）補助金請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（終了届の提出）

第8条 補助金の交付を受けた委員会は、当該地区まつりが終了したときは、収支決算書および実績報告書を添付して、速やかに終了届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 区長は、前条の規定による届出を受けた場合は、これを審査確認し、品川区民まつり（地区会場）補助金額確定通知書（第5号様式）により委員会に通知する。

（補助金の経理等）

第10条 委員会は、補助金の収入および支出に関する記録を整備し、経理および地区ま

つりの状況を常に明確にしておかなければならない。

(経理の検査等)

第11条 委員会は、区長が補助職員をして地区まつりの遂行状況および経理について検査させる場合または報告を求める場合は、これに応じなければならない。

(決定の取消し)

第12条 区長は、補助金の交付を受けた委員会が次の各号の一に該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- ① 不正の手段により交付決定を受けたとき。
- ② 補助金を他の用途に使用したとき。
- ③ 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- ④ その他前3号に準ずる行為があったとき。

(補助金の返還および違約金)

第13条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該地区まつりの取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 委員会は、前項の規定により返還を命じられたときは、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表

管 内 名	補 助 金 額
品川第一地域センター	1, 494, 000 円
品川第二地域センター	1, 499, 000 円
大崎第一地域センター	1, 694, 000 円
大崎第二地域センター	1, 449, 000 円
大井第一地域センター	1, 674, 000 円
大井第二地域センター	1, 424, 000 円
大井第三地域センター	1, 422, 000 円
荏原第一地域センター	1, 487, 000 円
荏原第二地域センター	1, 427, 000 円
荏原第三地域センター	1, 551, 000 円
荏原第四地域センター	1, 507, 000 円
荏原第五地域センター	1, 412, 000 円
八潮地域センター	1, 405, 000 円
合 計	19, 445, 000 円

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長様

実行委員会名

実行委員会所在地

代表者氏名

品川区民まつり（地区会場）補助金交付申請書

品川区民まつり（地区会場）補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、地区まつり実施計画等に関する書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 添付書類

- ① 地区まつり実施計画書
- ② 地区まつり実施収支予算書
- ③ 実行委員会の構成団体名（参加団体名）
- ④ 実行委員会役員名簿

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

品 川 区 長

品川区民まつり（地区会場）補助金交付決定について

品川区民まつり（地区会場）補助金交付要綱に基づき、下記金額の補助金が決定しましたので通知します。

つきましては、同封の補助金請求書に所要事項を記入し、提出してください。

記

1. 交付決定金額 金 円

2. 提出期限 年 月 日

3. 提出先

第3号様式（第7条関係）

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
品川区民まつり（地区会場）補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日
品 川 区 長 様

実行委員会名

実行委員会所在地

代表者氏名

捨印	年 月 日
	印
委 任 状	
実行委員会名	
（委任者）住 所	
代表者	
私は下記の者を代理人と定め、品川区民まつり（地区会場）補助金の受領に関する権限を委任します。	
記	
実行委員会名	
（受任者）住所	
氏 名	

注）委任状は代表者以外の方に振込む場合のみご記入下さい。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長様

実行委員会名

実行委員会所在地

代表者氏名

終了届

下記のとおり、品川区民まつり（地区会場）が終了したので届出します。

記

1. 地区まつり総経費 円

（内 訳）

品川区民まつり（地区会場）補助金 円

実行委員会負担金 円

2. 添付書類

① 地区まつりの実施報告に関する収支決算書

② 実績報告書（事業内容・参加人員等）

